

「三世代同居対応住宅」の要件に係る Q&A

Q. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、三世代同居対応住宅の補助の対象となりますか。

A. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、共同住宅又は長屋（以下、「共同住宅等」という。）扱いとなり、原則として、本補助金の対象となる三世代同居対応住宅とみなされません。ただし、共同住宅等であってもそのうちの1つの住戸で三世代同居対応住宅の要件を満たす場合は、その住戸は、三世代同居対応住宅の補助の対象となります。

(長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合)

一戸建ての住宅扱いとなるか共同住宅等の扱いとなるかは、事前に各認定申請先の所管行政庁にお問い合わせ頂き、ご確認ください。

(ゼロ・エネルギー住宅の場合)

地域型住宅ブランド化事業（評価）ホームページ内の「ゼロ・エネルギー住宅」の提案公募に関するQ&A 3. 補助対象となる住宅に関する質問 Q3-02 に記載の通りです。【下記参照】

Q3-02

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）において、二世帯住宅は本事業の補助対象になるのでしょうか。

A3-02

独立した二世帯として2戸としてカウントされる場合は応募の対象外です。1戸としてカウントされる二世帯住宅の場合のみ応募の対象となります。この場合、一次エネルギー消費量の計算（例えば、設備機器の取り扱い等）は省エネ基準の計算方法に基づいて判断してください。